



二戸労基署ニュース

いわて年末年始無災害運動について

実施期間:平成24年12月1日～平成25年1月31日

「安心・安全・家族の笑顔

願いはひとつ 年末年始も無災害」

年末年始の慌ただしい時期を迎え、寒冷の季節に入って凍結、降雪等の自然要因も加わり労働災害の発生する危険性が高まることから、転倒等の冬季特有災害の防止を図る必要があります。

また、労働災害を未然に防止するためには、関係者が職場の安全について一層深く認識し、労働災害の発生リスクをまだ芽のうちに摘み取っていく努力が肝要です。

各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動して「平成24年度いわて年末年始無災害運動」を展開し、労働災害の根絶に向けて取組みましょう。



最低賃金の改定について

岩手県最低賃金に続き、自動車小売業等の産業別最低賃金が改定されました。

最低賃金件名	時間額	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成24年10月20日発効)	653円	全産業の全労働者に適用されます。	
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 (平成24年12月19日発効)	728円	・鉄鋼業(高炉による製鉄業 鉄鋳熱物製造業 可鍛鋳鉄製造業 鉄鋼シャースリット業 鋳鉄管製造業 他に分類されない鉄鋼業を除く) ・金属線製品製造業(ねじ類を除く) ・その他の金属製品製造業	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はばり取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はばり取り若しくは食品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (平成24年12月19日発効)	709円	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業 電球・電気照明器具製造業 電池製造業 医療用計測器製造業(心電計製造業を除く) その他の電気機械器具製造業を除く) ・情報通信機械器具製造業	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 (平成24年12月19日発効)	717円	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業	
各種商品小売業 (平成25年3月1日発効)	720円	各種商品小売業(衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所)	
自動車小売業 (平成24年12月19日発効)	739円	自動車小売業のうち ・自動車(新車)小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)については、岩手県最低賃金が適用されます。	

「労働災害発生状況(平成24年1月～11月)」

- ・ 死亡労働災害 : 1件 (前年比 - 4件)
- ・ 休業4日以上 : 112件 (前年比 - 6件)

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。